

人間らしい生活を求める「生活保護裁判」 憲法違反の行政処分の取り消しを求める請願署名

厚生労働省は、2013年8月から3年間で、平均6.5%、最大10%にも及ぶ生活保護基準の大幅な引き下げをおこないました。そして、生活保護利用者の96%が引き下げ対象となり、特に子育て世帯の引き下げ幅が大きくなっています。

生活保護利用者は、これまでの生活保護基準の下でも、生活費が足りず、「食事の回数を減らす」「入浴回数を減らす」「電気代を抑えるために真夏でもクーラーをつけずに耐える」という涙ぐましい努力によって生活を維持しているという実態報告が数多く出されています。

このような状態に置かれている生活保護利用者の生活扶助費をさらに大幅に削減することは、憲法25条が保障する「健康に生きる権利」「人として文化的に生きる権利」を奪うものであり、その取り消しを求める本件訴訟は、まさに生存をかけた闘いと言えます。

また、生活保護基準は、ナショナル・ミニマム（国家が国民に対して保障する最低限度の生活水準）の役割を持ち、就学援助基準、住民税非課税基準、保険料や医療費の減免基準、労働者の最低賃金額などの基になっています。したがって、生活保護基準の引き下げは、広範な国民に重大な影響をもたらしているのです。

貴裁判所におかれましては、このような状況をご理解いただき、憲法25条にもとづき、生活扶助費の引き下げが違憲・違法であるとの判断をされるよう強く求めます。

氏名	住所

※ 個人情報取扱団体において適切に管理し、署名提出以外の目的には使用いたしません。

【 取扱団体 】

生存権裁判を支援するわかやまの会
〒641-0012 和歌山市紀三井寺811-5(2階)
和歌山民医連事務所内
TEL 073-441-5090 FAX 073-441-2550

--